

大阪市水道局企業職員給与規程第27条ただし書に規定する局長が定める場合を定める要綱

制 定 令和7年5月22日局長決

大阪市水道局企業職員給与規程(昭和42年大阪市水道事業管理規程第2号)第27条ただし書に規定する局長が定める場合とは、水道局長が技能職員に対し、次に掲げる事業所における宿直勤務を命じる場合をいう。

大阪市柴島浄水場

大阪市庭窪浄水場

大阪市豊野浄水場

大阪市水道局設備保全センター

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。